令和８年１１月１３日

職員の処分について

１　案件の概要

本市の４０代男性職員が、特定の女性職員に対して、無料通信アプリの LINE 等を活用し、一部性的な内容を含む職務上の必要性が認められない私的な内容のメッセージを継続して送信するなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行い、当該職員に精神的苦痛を与え、その就業環境を悪化させたのみならず、別の職員に対して無視や侮辱的な言動等のパワー・ハラスメント行為を繰り返すとともに、周囲の職員の職場環境をも悪化させた。

２　対　応

(1) 職員の処分について

処分等の種類	所属等	備　考
減給１０分の１ （６月）	４０代男性職員	職員に対し、パワー・ハラスメント行為及びセクシュアル・ハラスメント行為を継続して行い、市政への信用失墜と公務員としての職の信用を傷つけた。
文書による 厳重注意	５０代男性職員	所属職員に対する日頃の指導、管理が不十分であった。

※被害職員保護の観点から、被処分職員等の所属、職位は非公表とする。

(2) 全職員に対する訓示

本日付で処分を行ったことに対し、法令遵守に対する意識の向上及び綱紀保持等について訓示を行った。